

よくある質問（Q & A）

◆入札・参加申込みについて（Q 1～Q 9）

- Q 1 入札保証金について教えてください。
- Q 2 複数の物件に参加申込みは、できますか。
- Q 3 共有名義での参加申込みは、できますか。
- Q 4 参加申込みは、郵送でもできますか。
- Q 5 参加申込みの状況は、教えてもらえますか。
- Q 6 申込をして、入札に参加しなかった場合どうなりますか。
- Q 7 入札書や入札保証金提出書を書き損じたら、どうしたらいいですか。
- Q 8 入札者本人に代わって、入札する場合、委任状が必要ですか。
- Q 9 開札の結果を確認する方法は、ありますか。

◆契約・代金納入について（Q10～Q14）

- Q10 契約及び代金の支払いは、いつ行いますか。
- Q11 売買代金のほかに必要な費用は、ありますか。
- Q12 購入にあたり、ローンを組みたいのですが。
- Q13 契約保証金を納付した後、残金を支払わなかった場合どうなりますか。
- Q14 契約にあたり、重要事項説明は、ありますか。

◆物件について

- Q15 住宅以外の建物を建築できますか。
- Q16 住宅を建築する際に障害となる点について、春日部市は対応してくれますか。

◆その他

- Q17 落札されなかった物件は、どうなりますか。

Q 1 入札保証金について教えてください。

A 1

入札参加申込みを受け付けた方には、「納入通知書兼領収証書」をお渡しします。

この通知書に、ご自身の入札金額（最低売却価格ではないので注意）の 100 分の 5 以上（円未満切上げ）の金額を記入し、入札日までに納付します。

入札当日に、金融機関の領収印のある「納入通知書兼領収証書」を提出し、納付が確認できた方だけが入札に参加できます。

入札保証金は、落札しなかった場合、返還します。返還には、入札後 1 か月ほどを要しますので、予めご了承ください。

Q 2 共有名義での参加申込みは、できますか。

A 2

共有名義での参加申込みをすることは可能です。参加申込みをする際に、代表者選任届に名義者全員の必要事項を記入し、持分の記載、全員の必要書類の提出が必要となります。選任された代表者が、入札に参加します。なお、申込者＝契約者となり、申込み後の変更はできませんので、ご注意ください。

Q 3 参加申込みは、郵送でもできますか。

A 3

郵送での受付はできません。参加申込受付期間内に市役所の財務部第 2 庁舎 5 階管財課に直接提出してください。

Q 4 参加申込みの状況は、教えてもらえますか。

A 4

参加申込み状況は、公表しておりません。

Q 5 申込みをして、入札に参加しなかった場合どうなりますか。

A 5

参加申込みまたは入札保証金を納付した後に、入札に参加しなくてもペナルティはありません。（入札不参加の場合、入札保証金は、返還します。返還には、入札後 1 か月ほどを要しますので、予めご了承ください。）

ただし、入札に参加して落札したにもかかわらず、契約を辞退した場合は、落札者としての権利が失われ、入札保証金は春日部市に帰属することになります。また、契約を辞退した日から 2 年間は、一般競争入札売払の参加資格が停止されます。

Q 6 入札書や入札保証金提出書を書き損じたら、どうしたらいいですか。

A 6

修正箇所（訂正、削除、挿入等）に訂正印（入札者実印）が必要になります。訂正印が無い場合や記載事項が判読できない場合は、無効になります。

Q 7 入札者本人に代わって、入札する場合、委任状が必要ですか。

A 7

必要です。入札者名義が法人で、社員が入札する場合も、委任状を持参してください。ただし、入札参加申込みをする時点では、委任状は不要です。

Q 8 開札の結果を確認する方法は、ありますか。

A 8

春日部市ホームページにおいて、応札件数、落札者、落札金額を公表します。ただし、個人が落札した場合は、氏名の公表はしません。

Q 9 契約及び代金の支払いは、いつ行いますか。

A 9

(1) 一括払い方式

売買代金を一括で支払う方法です。

令和 7 年 6 月 18 日（水曜日）までに、売買代金を納付し、同時に売買契約を締結し、物件の引き渡し・登記を行います。

(2) 契約保証金払い方式

まず、売買代金の 100 分の 10 以上の契約保証金を支払い、その後残金を支払う方法です。令和 7 年 6 月 18 日（水曜日）までに、契約保証金を納付し、同時に売買契約を行います。売買契約日から 20 日以内に残金を納付した時点で、物件の引き渡し・所有権移転登記を行います。

(3) 分割納付は、できません。

Q10 売買代金のほかに必要な費用は、ありますか。

A10

契約するときに、土地売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税分の収入印紙が必要です。また、後日不動産取得税等が必要になります。詳しくは、「市有地売払いに関する一般競争入札案内書」の 9 頁をご覧ください。

Q11 購入にあたり、ローンを組みたいのですが。

A11

申込者は、ご自身で金融機関等と協議し、スケジュールにあわせてローンを組んでく

ださい。 売買契約には、ローン特約等の条項は設けません。

Q12 契約保証金を納付した後、残金を支払わなかった場合どうなりますか。

A12

契約保証金を納付(売買契約を締結)した後、残金を支払わなかった場合は、契約は解除され、契約保証金は春日部市に帰属することになります。

また、契約が解除された日から2年間は、一般競争入札売払入札への参加資格が停止されます。

Q13 契約にあたり、重要事項説明は、ありますか。

A13

春日部市が提供する「市有地売払いに関する一般競争入札案内書」と、入札者ご自身で確認された現地情報に基づき、売買契約を締結していただきます。

Q14 住宅以外の建物を建築できますか。

A14

都市計画に定められた用途地域によって、建築物が規制されますので、関係各課へお問合せください。

Q15 住宅を建築する際に障害となる点について、春日部市は対応してくれますか。

A15

売買物件はすべて現状での引渡しとなります。申込みにあたっては、必ず事前に現地及び「市有地売払いに関する一般競争入札案内書」をご確認ください。

Q16 落札されなかった物件は、どうなりますか。

A16

後日、先着順にて希望者に売却予定です。詳細については、決定次第、春日部市ホームページ及び現地看板等でお知らせします。